

# 富士見町障がい者計画を策定しました 平成29年度～平成32年度

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144



## 富士見町障がい者計画とは？

障がいのある人や保護者の高齢化、障がいの重度・重複化など、福祉サービスに対するニーズも複雑・多様化しており、制度の変化や新たな課題に対応できるさまざまな枠組みや仕組みの変革が求められています。こうした中、富士見町では、平成23年度に策定した「富士見町障がい者計画」の計画期間が終了することから、現行計画を見直し、法制度の変更や社会情勢を踏まえ、平成29年度を初年度とする新たな計画を策定しました。

### 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支えあい、  
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる町

## 施策の体系と展開

基本目標【分野別】	施 策
基本目標 1 障がい福祉サービスの充実 【生活支援・情報提供】	情報提供・相談支援体制の充実 ★
	福祉サービスの充実 ★
	地域生活支援の充実 ★
基本目標 2 生活の安定と自立への支援 【就労・雇用】	生活安定のための施策の周知
	就労の促進
	福祉就労の促進 ★
基本目標 3 理解と交流の促進 【広報・啓発・権利擁護】	広報・啓発活動の充実 ★
	ボランティア活動の推進
	交流・コミュニケーション支援施策の充実 権利擁護等の促進 ★
基本目標 4 保育 教育の充実 【保育・教育・スポーツ】	障がい児保育の充実
	障がい児教育の充実
	放課後児童対策の充実 ★
	芸術文化活動・スポーツ等への参加促進 子どもの頃からの福祉学習の推進
基本目標 5 保健・医療サービスの充実 【保健・医療】	障がいの早期発見・早期療育の充実
	保健サービスの推進
	障がい者医療と地域リハビリテーションの充実
基本目標 6 生活環境の整備 【生活環境・防災体制】	住環境の整備
	福祉のまちづくりの推進
	安全・安心対策の充実 ★

※★印は計画期間中に重点的に取り組むもので、計画終期に評価を行います。

## 計画の基本的視点

1. 地域での自立生活への支援
2. 安心して暮らせる生活基盤の確保
3. 誰もが暮らしやすい町づくりの推進
4. 保健・医療・福祉・教育・就労などの連携強化



## 平成29年度新規福祉施策（サービス）

### 障がい者入浴サービス事業

自力または家族の介助で入浴が困難な寝たきり重度の障がい者等（身体障害者手帳1級または2級の方）に訪問による入浴サービスを実施し、障がい者の福祉の増進と介護者の負担軽減を図ります。

### 障がい者支援施設等 通所交通費助成事業

障がい者支援施設（就労継続支援A型事業所を除く。）へ通所する方に対して交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

### 福祉医療費の対象を拡大します

「精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方」で、なおかつ「国民年金法施行令別表の障害程度1級9号、10号もしくは11号」にも該当する場合に、給付の対象を通院だけでなく、入院まで拡大します。

### 成年後見支援センター設置

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方を支援する成年後見支援センターを茅野市・原村と共同で設置し、成年後見支援制度の周知や権利擁護に関する専門的な相談等を茅野市社会福祉協議会に委託して実施します。

- ◆障がい者計画、各種福祉施策（サービス）の詳しい利用方法等につきましては、下記までお問い合わせください。

住民福祉課社会福祉係

TEL：62-9144（直通） FAX：62-5228



※富士見町では「障がい」の表記は、法律用語や固有名詞の場合を除いて、「ひらがな」で表記することとしております。当計画や事業等の実際の名称は漢字表記となっておりますが、この広報については、できる限りひらがなで表記しています。ひらがなと漢字が一部混在していますが、ご了承ください。